

PBL科目「警察官実務特修」について

北川 常弘



法学部特任講師に着任してから早2年が過ぎた。昨年度から24号館201号研究室を三浦純子特任講師と共同で使わせていただいている。

筆者は2017年9月に神奈川県警察を退職し、2018年4月から法学部非常勤講師として教壇に立たせてもらっている。特任講師着任は2021年4月である。

2021年度にカリキュラムが改編されるまでは、3年生を対象とする少人数の演習授業を法律学特講CおよびDで実施したのを皮切りに、2年生を対象とする法律学特講B、さらに、4年生を対象とする演習授業を法律学特修Ⅱ（刑事法）の軒を借りるかたちで開講してきた。

いずれの科目においても、現役警察官をゲストスピーカーに招き、警察活動の現状を「生の声」で学生に聞かせることに力を入れてきた。受講生はその大半が警察官志望なので、打てば響くというべきか、講演後に出席者が提出するリアクションペーパーからは、彼・彼女らが熱心に耳を傾けていたことが伝わってくる。

科目の立ち上げ時から、筆者の授業は刑事訴訟法の公文孝佳教授、刑法の加藤正明教授、行政法の嘉藤亮教授によるバックアップを受けている。加藤教授によれば、筆者の非常勤講師就任の時にちょうど、法学部では、三浦大介学部長（当時）の下で、実務家教員と研究者教員のコラボレーションによるPBL（課題解決型学習）プログラムの導入が議論されており、神奈川県警から筆者の売り込みがあった時は、まさしく渡りに船だったそうである。

筆者は神奈川大学法学部のOBである。1976年佐賀県の高校を卒業し、神奈川県警察官拝命と同時

に本学第二法学部に入学し、いわゆる勤労学生として、勤務のかたわら夜間授業を受けていた。と、言いたいところだが、当時は極左暴力集団による活動が激しく、神奈川大学の校門には、ヘル

メットをかぶってタオルでマスクし

た若者がゲバ棒を持って立っており、校内には「××粉砕」「××殲滅」等と書きなぐられた看板が乱立していた。授業はまともに開講されず、定期試験も実施が不可能なありさまだった。

あれから四十数年。神奈川大学のキャンパスには、未だに新型コロナ禍は終息していないけれども、爽やかな風が流れ、思い思いの服装で自由に闊歩する学生があふれ、隔世の感がある。

さて、2021年度より、筆者が担当してきた科目は法学部PBL科目「警察官実務特修」に名称変更された。今年度は、それらの科目に加えて、警察官採用が内定した4年生後期を対象とする演習科目（「行政法特講（続・これからの警察）」）も担当させていただいている。

神奈川県警察官採用試験を受験する神奈川大学の学生および卒業生は、ここ数年、毎年100名を超える。また、神奈川県警のほか警視庁、学生の地元の警察官を志す学生も大勢いる。

法学部生に、警察官という職業について少しでも関心をもってもらいたいという思いで始めた警察官実務特修Ⅰ（旧法律学特講B）の今年度の履修者は50名を超えた。まずまずの手応えを感じているところである。だが、筆者には、法学部学生に

伝えたいことがある。

1981年に神奈川大学を卒業した筆者は、その後、機動捜査隊長、本部刑事部鑑識課長、本部刑事部捜査第一課長、青葉警察署長、本部刑事部参事官兼刑事総務課長、小田原警察署長などを歴任した。主に刑事警察部門を歩んできたが、本部総務部総務課、会計課、警務部警務課など管理部門での勤務も経験した。

警察官採用試験には刑法も刑事訴訟法も行政法も出題されないけれども、周知のように、警察官には昇任試験がある。昇任試験の試験科目には法律科目があるから、少なくともその意味で、大学で法律学を学ぶことが警察官になってから役に立つのは間違いない。

それだけでなく、四十年にわたる警察官人生を振り返ってしみじみと思うのは、学園紛争の最中であったとはいえ、曲がりなりにも大学で法を学んだことが、警察官実務の中で「何をどうすべきか」を判断するときに大いに役立ったということである。

例えば、1991年いわゆる「暴力団対策法」が制定され、神奈川県警でも新法施行のために準備が進められた。筆者は当時警部補の職であり暴力団対策法施行準備室要員として指定され、神奈川県条例、神奈川県公安委員会規則、その他関連する多数の神奈川県警察本部内規の制定・改正を定める事務に従事し、また、実際に、暴力団員による不当な要求行為に対して県下第1号の中止命令を発出する作業に当たった。新しく制定された法律を解釈し運用していくこれらの事務に頭を悩ましたが、大学での学びはとても有用であった。

これからも、特任講師としての教育活動を通じて、警察官が法を学ぶことの大切さを法学部生に伝えていければと思う次第である。

(法学部特任講師)

